

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関する
ガイドラインの手引(案)

令和7年〇月

鎌ヶ谷市

ガイドラインの概要

本市は、市内に設置される事業用太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全・安心を確保するため、「鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定し、令和7年〇月〇日に施行しました(令和7年〇月〇日以降に工事に着手する太陽光発電設備設置事業から適用)。

このガイドラインは、太陽光発電設備設置事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的として、市への事前協議や地域住民への説明会の開催のほか、事業の実施や維持管理に当たり配慮すべき事項を定めています。

ガイドライン策定の背景

近年、地球温暖化による気候変動がもたらす自然災害の激甚化等が課題となっている中、本市としても再生可能エネルギーの活用は重要なものであると捉えておりますが、一方で、無秩序な太陽光発電設備等の開発による、山林の伐採による景観の悪化、農地の減少、光害等による住環境の悪化、自然災害の誘発、生態系への影響などの問題が全国的に顕在化しております。

こうした社会情勢を受け、設備の安全性や環境保全、地域住民との適切な関係性等を確保しつつ、持続可能な形で再生可能エネルギーを普及させるためには、一定のルールづくりが不可欠となっております。

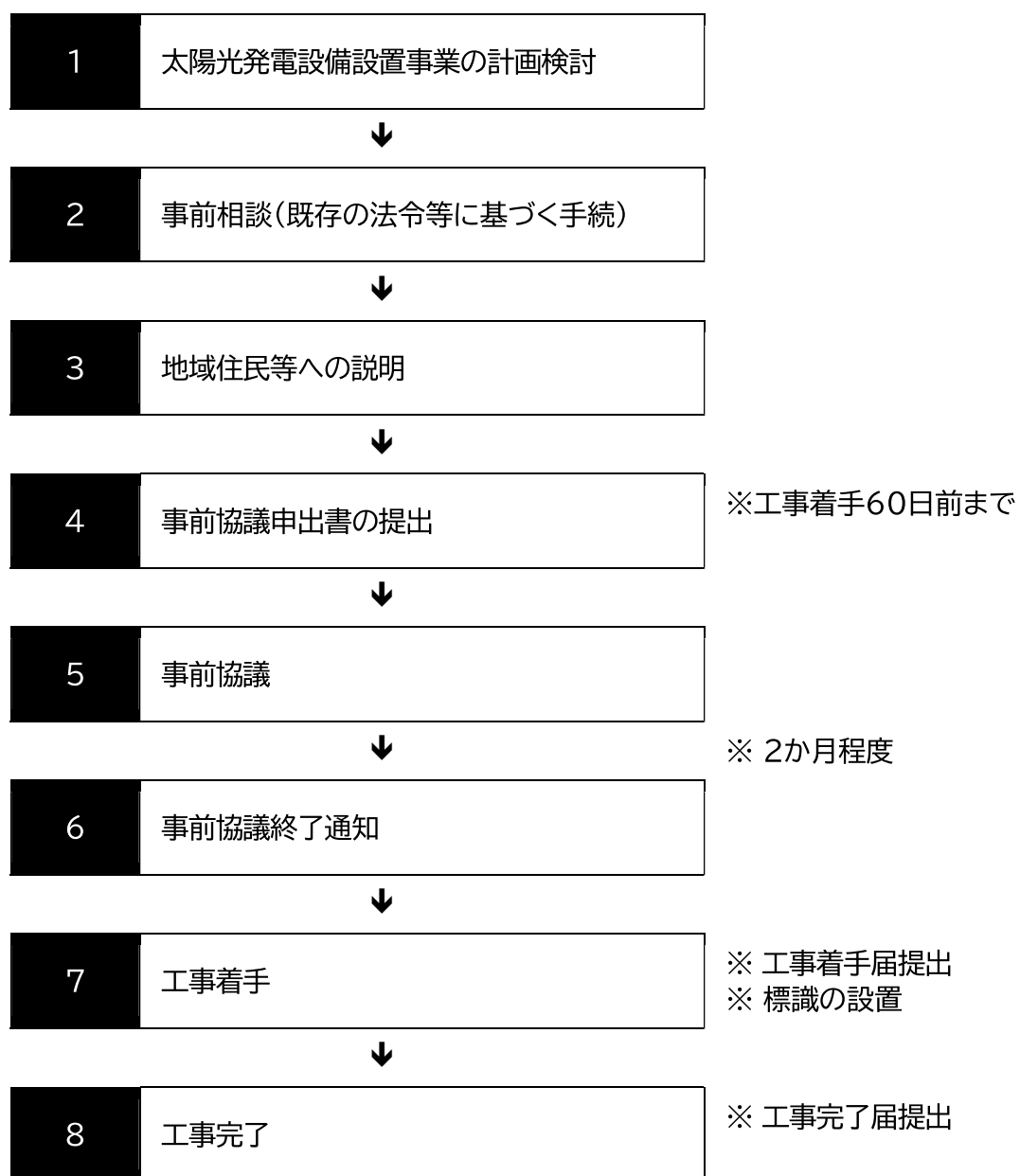
太陽光発電設備の設置に当たっては、国が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成28年6月)」及び「事業計画策定ガイドライン(令和7年4月改訂)」を制定し、事業計画の認定手続を求めています。太陽光発電設備が設置される区域の自治体や地域住民との調整について、具体的に示した内容ではありません。

そこで、本市では、太陽光発電設備の適切な設置・運用を促すとともに、地域社会との調和を図ることを目的として、「太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定しました。

この手引は、関連法令等を含めた一連の手続きの流れをまとめたものになりますので、事業用の太陽光発電設備の設置を計画されている場合は、必ず事前にご一読の上、適切なお対応をお願いします。

令和7年〇月 鎌ヶ谷市

事前協議の流れ



1

太陽光発電設備設置事業の計画検討

ガイドラインに基づく事前協議の対象となる事業かを確認します。

事前協議の対象

事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備設置事業

※ 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値とします。

※ 土地に自立して設置するものに限り、屋根等に設置するものは除外されます。

2

事前相談(既存の法令等に基づく手続)

事前協議の対象となる場合は、市の関係各課等と事前相談を行います。

関係各課等

(1)	環境課	ガイドライン全般に関する事
(2)	環境課	土砂等の埋立て、盛土及び堆積行為に関する事
(3)	農業振興課	林地開発及び農業振興地域に関する事
(4)	都市計画課	景観に関する事 開発行為に関する事
(5)	道路河川管理課	雨水排水、道路等に関する事
(6)	安全対策課	土砂災害警戒区域等に関する事
(7)	文化・スポーツ課	埋蔵文化財に関する事
(8)	農業委員会事務局	農地転用許可に関する事

◎ 事前相談を行った内容等について、打合せ報告書(任意様式)を作成し、事前協議申出書(様式第1号)に添付する必要があります。

◎ 土砂災害警戒区域に関する詳細事項は千葉県(東葛飾土木事務所)へお問い合わせください。

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花24

電話番号:047-364-5136

◎ 盛土規正法の宅地造成等工事規制区域に関する詳細事項は、千葉県(県土整備部 都市整備局 都市計画課)へお問い合わせください。

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 中庁舎7階

電話番号:043-223-3162

◎ 農地転用許可に該当する場合は、「6事前協議終了通知」の通知書の交付後に手続きをお願いします。

3 地域住民等への説明

事前協議申出書の提出前に、地域住民等へ説明を行います。

地域住民等の範囲

- (1) 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内の居住者
- (2) 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内に存する地区を含む地域の自治会を代表する者
- (3) 事業区域の敷地境界から概ね300メートル以内に存する土地又は家屋の所有者
- (4) 設置により騒音、反射光及び景観等の影響を受ける可能性のある者

※ 自治会については、市民活動推進課で確認することができます。

◎ 地域住民等に説明をした内容について、地域住民等説明会報告書(様式第3号)を作成し、事前協議申出書に添付する必要があります。

◎ 事前協議終了後、工事着手時等のタイミングで地域住民等とトラブルになる事例が発生しておりますので、この段階から十分に説明しておく必要があります。

4 事前協議申出書の提出

地域住民等への説明が終了した後、工事着手の60日前までに環境課へ事前協議申出書の提出を行います。

6ページの必要書類一覧を確認し、事前協議申出書(様式第1号)に添付して提出してください。

5 事前協議

環境課から関係各課等に対し、意見照会を行います。

※ 事前協議終了まで、およそ2か月程度かかります。

6 事前協議終了通知

事前協議が終了した後、環境課から事前協議終了通知書(様式第5号)を交付します。

7 工事着手

事前協議及び他法令の許認可が終了後、太陽光発電設備の設置工事に着手します。

◎ 公衆の見やすい場所に、事業計画の内容を記載した標識を設置し、工事期間中は、工事現場の見やすい場所に、設置事業者名、連絡先、工事

期間等を掲示します。

- ◎ 工事着手届(様式第6号)を環境課に提出します。
- ◎ 再度、地域住民等へ説明を行った上で、工事を行います。

8	工事完了
---	------

- ◎ 工事完了後、工事完了届(様式第7号)を環境課に提出します。
-

※事前協議の内容について変更がある場合は、事前協議変更申出書(様式第4号)に必要な書類を添えて提出してください。

工事着手前に提出が必要な書類(チェックリスト)

提出部数8部(正本 1部、副本 7部)



1	事前協議申出書(様式第1号)	
2	事業計画書(様式第2号)	
3	地域住民等説明会報告書(様式第3号)	
4	太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用の積立計画書(様式第8号)	
5	位置図(10,000分の1程度)	
6	区域図(2,500分の1程度)	
7	現況・計画重ね図(2,500分の1程度)	
8	実測図(1,000分の1程度)	
9	土地利用計画図(1,000分の1以上)	
10	土地造成計画平面図(1,000分の1以上)	
11	土地造成計画断面図(断面図、横断面図)(1,000分の1以上)	
12	排水施設計画図(1,000分の1以上) ※ 土地利用計画平面図で記入している場合は不要	
13	事業区域の土地の登記事項証明書(事前協議申出前3か月以内のもの)	
14	公図の写し(事前協議申出前3か月以内のもの)	
15	法人の登記事項証明書(設置事業者が法人の場合)	
16	太陽光発電事業実施工程表(任意様式)	
17	事業区域の現況写真(カラーで印刷したもの)	
18	関係課等との打合せ報告書(任意様式)	
19	関係法令等による許認可等の手続状況報告書(任意様式)	

※ 各提出書類の詳細は「鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」にてご確認願います。

鎌ヶ谷市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
令和7年〇月 初版発行

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 温暖化対策推進係
〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
TEL:047-445-1227 FAX:047-445-1400
メール:ontai@city.kamagaya.chiba.jp

